

□ 労働者派遣法改正について

1. 国会審議の概要

2010年の通常国会に提出され継続審議となっていた労働者派遣法の改正法案は、今次通常国会において、民主党、自民党、公明党の3党による大幅な修正の提案を受け、修正議決され、3月8日に衆議院を通過し、3月28日に参議院で可決成立し、4月6日に交付されている（施行は2012年10月1日の見込み）。修正の概要は以下の通り。

項目	政府提出の改正法案	修正内容
登録型派遣の原則禁止	○ <u>常用労働者以外の派遣を原則禁止</u> (3年後施行) ※専門26業務等例外あり	⇒ 削除 (あり方について検討事項とする)
製造業派遣の原則禁止	○ <u>原則禁止</u> (3年後施行) ※常用労働者の派遣労働者は例外	⇒ 削除 (あり方について検討事項とする)
日雇派遣の原則禁止	○ <u>日々又は2ヵ月以内</u> の期間を定めて雇用する労働者の派遣の原則禁止	○ <u>日々又は30日以内</u> の期間を定めて雇用する労働者の派遣原則禁止 ○ <u>禁止の例外</u> に雇用機会の確保が特に困難な場合等を政令で追加
労働契約申込みなし制度の創設		○ <u>6ヵ月後の施行を3年後の施行に改める</u>
グループ企業派遣の規制		○修正なし

2. 衆参両院の厚生労働委員会で付された附帯決議のポイント

今後、附帯決議を踏まえて、行政上の対応が図られるほか、労働政策審議会において、必要な検討が開始される見込み・

項目	概要
登録型派遣、製造業派遣、特定派遣事業のあり方の検討	<u>登録型派遣のあり方、製造業派遣のあり方及び特定派遣事業のあり方については、改正法施行後1年経過後を目途に雇用状況、デフレ円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して、労働政策審議会</u> で議論を開始する
専門26業務のあり方	*いわゆる専門26業務について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業にわかりやすい制度となるよう、 <u>速やかに見直しの検討</u> をする *上記検討の結論が出るまでの間、 <u>期間制限違反の指導監督</u> については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、 <u>丁寧・適切に必要な限度においてのみ実施</u> するよう改める
いわゆる偽装請負	*いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、 <u>丁寧・適切に実施</u> するよう改める *労働契約申込みみなし規定が適用される「 <u>偽装する意図を持っているケース</u> 」を具体的に明確化する *偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、 <u>労働者派遣と請負の区分基準</u> を更に明確化する

3. 改正労働者派遣法の概要

事業規制の強化	<ul style="list-style-type: none">*日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）*グループ企業内の8割規制、<u>離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止</u>
派遣労働者の待遇改善	<ul style="list-style-type: none">*派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化*派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮*派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開義務*雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示*<u>労働者派遣契約の解除の際、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担当の措置の義務化</u>
違法派遣への対応	<ul style="list-style-type: none">*<u>違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす（労働契約申込みみなし制度の創設）</u>

【参考】いわゆる専門26業務に該当する業務の追加について

1. いわゆる専門26業務について

業務の専門性、雇用管理の特殊性の観点から、政令で定められる業務。その他のいわゆる自由化業務と異なり、派遣先における受け入れ期間の制限が適用されない。

2. 新たに追加される業務

以下の業務について、現行の政令15号業務（建築設備運転、点検、整備）として追加する

- ①一般廃棄物処理施設において、必要な設備の運転、点検又は整備の業務（1日当たりの処理能力が10トン以上のものに限る）
- ②下水道、水道施設において必要な設備の運転、点検又は整備の業務
- ③非破壊検査に必要な設備の運転、点検又は整備の業務

3. 追加の背景

いずれの業務についても、その専門性が認められ、かつ、東日本大震災からの復興にあたり、その業務に対する需要が増加しているなどの緊急性から今般追加されることとなった。

5月10日開催の労働政策審議会において、政令の改正について妥当と認められた。施行は交付の日から（現時点で未定）。